

デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会 中間報告

(平成 28 年 3 月)

目次

はじめに	2
1. デジタルアーカイブ構築及び連携の現状と課題	2
2. 連携の意義と日本型連携モデルの検討	3
3. 地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進に向けた課題	10
4. デジタルアーカイブの連携のためのメタデータ標準化の課題	11
5. アーカイブ利活用に向けたメタデータ、サムネイル/プレビューの流通促進	14
6. デジタルコンテンツの拡充と利用条件表示における課題	18
7. 利活用促進のために必要な検討	21
おわりに	22
別表 主要機関におけるデジタルアーカイブの構築・連携状況	23
参考資料 権利表記について	29

はじめに

「知的財産推進計画 2015」(知的財産戦略本部 平成 27 年 6 月)において、我が国におけるデジタルアーカイブの連携に関する今後の方向性として、次の取組が示された。

- 我が国におけるデジタルアーカイブ間の分野横断的な検索が可能な統合ポータルサイトの構築
- 国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとのアーカイブ連携の早期実現
- 書籍、文化財、放送番組、マンガ・アニメ等のメディア芸術分野ごと、又は地域ごとのアーカイブ連携の促進
- コンテンツの各分野においてアーカイブ構築の中核となる「束ね役(アグリゲーター)」を定め、取組を強化
- 分野別又は地域別等、より利用目的を明確にしたポータルサイトの構築も可能とする基盤の整備
- 統合ポータルに集約されるメタデータのオープン化に向けた課題の検討

また、上記の取組を実現するため、「デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会(以下「本協議会」という。)」の設置が同計画に盛り込まれており、本協議会において、デジタルアーカイブ間の連携の具体的方策やメタデータのオープン化等も含め、現時点での実務的な課題を明確にし、具体的な課題解決の取組につなげていくこととされている。

本稿は、こうした経緯を踏まえ、平成 27 年度に 3 回にわたり本協議会を開催し検討を重ねた結果について、現時点のまとめを中間報告として示すものである。なお、本協議会は、平成 28 年度も継続して開催し、さらに議論を進める予定である。

1. デジタルアーカイブ構築及び連携の現状と課題

我が国におけるデジタルアーカイブの提供機関は、国、独立行政法人、地方自治体、民間等の多岐にわたる。各機関での取組は進みつつあるが、「束ね役」の存在が明確でない分野もあり、アーカイブ間の連携は十分には図られていない。こうした状況の一端を示すため、本協議会のメンバー機関における状況を整理したのが別表(23～28 ページ)である。

全体に係る主な課題としては、これまでの本協議会での報告・意見も踏まえると、次の点が挙げられる。

(連携モデルに関する課題)

- 分野、地方によって状況は様々であるため、アーカイブ間の連携促進に向けた取組を行うためには、それぞれの状況を踏まえ、段階的に整備する必要がある。
- 「束ね役」の設定が困難な分野もあるため、「束ね役」に頼らない連携の方策の検討も必要である。

(地方や中小規模の機関等に関する課題)

- 中小規模の機関が、メタデータの流通に向けた取組を独自に進めることは困難な状況である。国・地方自治体等による技術的・財政的・人的支援が必要である。
- 美術館など冊子目録といった紙媒体でのメタデータの整備が進んでいる分野もあるが、そのアナログ形式の情報を機械可読化し、データベースで提供するには、予算及び人材の不足という課題がある。
- 地方におけるデジタルアーカイブの構築においては、デジタル化事業が一定程度進んでいるものの、技術的知識をもつ人材不足等のためにデジタル化成果物の公開まで至っていないことがある。
- 各機関がデータベースのためにメタデータを整備していても、アーカイブ間の連携のためのメタデータのマッピング等にはかなりの労力を要するため、連携が進まない状況がある。

2. 連携の意義と日本型連携モデルの検討

(1) 連携の意義の整理

デジタルアーカイブの連携によって、メタデータを集約し共有することがどのような意義を持つかについてあまり理解されていないことが、連携が促進されない理由の一つと言われている。連携の意義を整理するに当たって、まずは連携(特に、メタデータの集約・共有)のメリットについて、以下の点を挙げる。

(連携のメリット)

- コンテンツの所在情報を含むメタデータの流通を促進することによって、各機関のページでしかコンテンツを探せない状況を改善し、多様なルートを通じコンテンツをより発見しやすくする。このことは、コンテンツ保有機関にとって、実際の来館や国内外からのネットワークを通じたアクセスの増加という効果につながる。
- 同じ分野内の組織間でメタデータを共有することにより、業務の効率化を図ることができる。例えば、美術館・博物館間での所蔵品の貸借において、画像の提供や作品サイズの確認などをメタデータの共有を通じて行えば、煩雑な作業を軽減できる(既に図書館分野では実現済みの効果)。
- 複数のデジタルアーカイブのメタデータの組合せによって新しいコンテキストを発現できる。誰かが発信した情報に別の機関が関連情報をリンクさせるような、双方向での情報の結び付けによる新たなコンテキストの提示も考えられる。これにより、例えば、地方の伝承と文化財、書籍やテレビ番組、マンガ・アニメ、ゲームなどを組み合わせた情報発信等も容易にできるようになる。
- 特に、メタデータをたどって発見したコンテンツがインターネットで公開されている場合は、国内外からの問合せが活発化し、思いもつかなかった利用を増やせるケース

がある。取材、集客、報道、研究や教育などへの展開も容易になる。

- ある機関が提供するデジタルアーカイブの検索が外国人にとって使いにくい場合であっても、メタデータが共有されていれば、その目的(外国人向け)に特化したプラットフォームやサイトを別に立ち上げることが可能となり、コンテンツ検索の容易性を高められる(これによりターゲットとなる層(外国人)にも発見されやすくなる。)
- デジタルコンテンツは、常にアクセスが維持されていなければ、保存に対する意識が低下しがちである。デジタルデータへのアクセスが増えることによって、保存への関心が高まり、滅失しがちなデジタルデータの長期保存の対策の必要性が理解されると共に、ひいては実物保存の重要性への社会的認識が高まる。

なお、コンテンツへのアクセス数は、そのコンテンツの価値を示す一つの尺度となるとの考え方もあるため、欧州の Europeana¹はソーシャルメディア等における発信によるアクセス数の増加に非常に力を入れている。

我が国でもメタデータを発信する側にとってのインセンティブを向上するには、実際の来館数に加え、ネットワーク上のアクセスやデジタルコンテンツの利用実績等についても指標化され、業績として評価されるような仕組みを設計する必要があるとの意見があった。また、「国立国会図書館レファレンス協同データベース」における国立国会図書館長による表彰のように、積極的に取り組んだ組織を表彰する方法も効果があるとの意見があった。

(連携の目的)

連携促進のためには、連携のメリットの共有に加え、連携によって実現される構想や連携が何を目指しているのか、といった連携の目的についても理解を得る必要がある。

Europeana には、一部の民間企業によるデジタル文化の寡占化がもたらす弊害に対抗し、文化施設自身の主導による代替的な文化へのアクセス経路を作り出し、欧州の文化の総体として世界への発信力を強化するという理念がある。また、来館者及びコンテンツへのアクセス増、コミュニティのアイデンティティの育成強化など幾つかの目的が共有されている。アーカイブの連携によって、デジタルアーカイブが、新しい意味での文化施設としての性質を持ち始めるようになることも意識されている。

今回、我が国が目指すデジタルアーカイブの方向性はどういったものか。文化遺産のほか、学術情報、メディア芸術等も含めた、我が国が世界に誇る多種多様なコンテンツについてどこまでを対象とするのか。それらを世界にどのように発信していくのか。デジタルアーカイブが発信・共有したメタデータは、どのような流れに乗って、どこに行きつくのか。これらの論点も含め、どのような理念を掲げてデジタルアーカイブの連携を進めていくのかについて、次年度において、引き続き議論を行っていく必要がある。

¹ <http://www.europeana.eu/portal/>

現時点で、これまでの議論をもとに想定しうる、情報を発信する側とそれを利用する側の全体像を整理したのが図1である。どのような流れでメタデータが流通するかを図の左側に示し、利用する側がメタデータ等を使ってどのようにコンテンツにアクセスし、コンテンツを利活用して知識を創造するのかを、図の右側に示した。

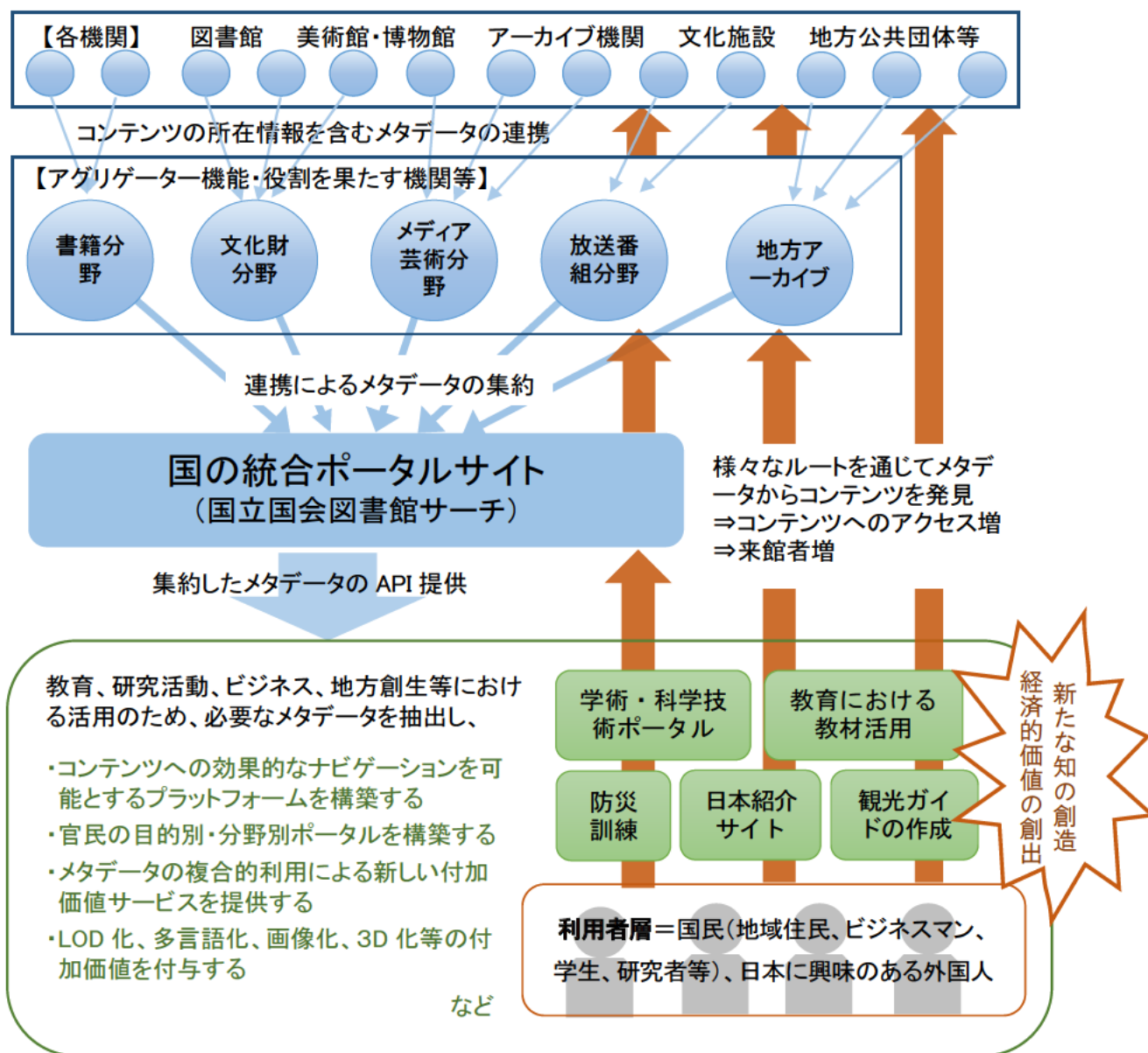


図1 メタデータの流れと望ましい利活用イメージ

(連携の意義に関する今後の検討課題)

上記に掲げたデジタルアーカイブ間の連携のメリットと目的についてより深く理解を得るには、集約・共有されたメタデータの利活用事例について、海外も含めて調査し、効果的に利活用されている事例を収集し、連携の効果を目に見える形で共有する必要がある。本協議会は、引き続き、次年度において以下について検討を行う。検討においては、情報を発信する側とそれを利用する側の両面からのアプローチに留意する。

- i. 我が国のデジタルアーカイブ連携の共通目的
- ii. 集約されたメタデータの利活用事例の発掘
(利用側が活用しやすい事例、固有の専門的価値を生かした事例など)
- iii. メタデータの利活用の促進策

(2)日本型連携モデルの検討

Europeana においては、国・地域ごとにメタデータを集約する「束ね役」(Europeana ではこれを「アグリゲーター」と呼ぶ。)と、分野毎・テーマ毎に集約するアグリゲーターが存在する。各アグリゲーターを通じて、メタデータは Europeana に集約されている。これにより Europeana は、欧州全域に及ぶデジタルアーカイブの発見の連鎖が可能となっている。Europeana で検索した結果から、アグリゲーターを通じてそのメタデータをたどることで、所蔵館の情報に行き着くことができる。

米国の DPLA(Digital Public Library of America)²では「束ね役」を「ハブ」と呼ぶが、Europeana と同様のモデル(アグリゲーターモデル)を採用している。

(「束ね役」の機能と名称の検討)

我が国において、上記のアグリゲーターモデルをそのまま踏襲することがよいのか、日本独自の「束ね役」の機能・役割を考える必要があるのではないかと、といった点について、本協議会で議論がなされた。我が国における「束ね役」が有することが望ましい機能として、広域的な連携(メタデータの集約と API 等を通じた統合ポータルへの提供)の促進に加え、地方又は分野ごとのデジタルアーカイブ推進(例えば、個別施設への人的・技術的支援)があることが共有された。

また、我が国の場合、「束ね役」の設置が難しい分野が多く、Europeana における「アグリゲーター」に求められる機能・役割を一つの組織が担うのは困難な状況にある。さらに、アグリゲーションという言葉が、一つのシステムにメタデータを集約する一方向の流れだけが強調され、情報を吸い上げられるだけというイメージをもたれることから適切でない、といった意見もあった。我が国の現状を踏まえた適切な名称を決定するには至らなかったため、引き続き、名称の検討は次年度の検討課題として取り扱うこととする。

² <https://dp.la/>

(分野と地方の両軸からのアプローチの必要性)

メタデータ集約の網羅性を高めるには、Europeana と同様、分野と地方の両軸からデジタルアーカイブの連携を進めていくのがよいと考えられる。例えば、博物館であれば、地域で集めるよりも、博物館分野の「束ね役」が集める方が連携しやすい場合があり、一方で、地域の小さい文化施設まで把握している自治体単位で集めた方がよい場合もある。連携のための入口を複数用意しておくことは、デジタルアーカイブの連携を促進するには、効果的といえよう。

将来的には、どのように「束ね役」を配置すれば最も効率的か、考えるべき段階が来ることが想定される。「束ね役」の様々な機能のうち、特に人的・技術的支援機能については、分野・地域単位で、人的なつながりの維持や、簡便に支援が得られるような環境の必要性など、各分野・地域における必要性・ニーズを考慮する必要があるだろう。

なお、ある機関が分野と地方の両軸とも連携することになった場合は、統合ポータルでメタデータの重複が発生するといった問題も出てくるが、まずは、少しでも広く網羅することを重視して収集し、その後、重複の問題を解決すればよいと考える。Europeana も同様のアプローチを採用している。

(デジタルアーカイブの構築・連携を促進する仕組み作り)

分野と地方のいずれにおいても、限られた資源をもつ中小規模の組織がデジタルアーカイブ関連の様々な事業を進めるには、デジタル化やシステム構築、権利処理などについて専門的な支援を受けられる仕組みが必要になってくるとの言及があった。その際、必ずしも新たな仕組みを設ける必要はなく、既存の仕組みを活用し、そこが中心となって、参加館の便益に資するネットワークを築くという方法も考えられる。候補としては、技術や法律の専門的アドバイスが可能な大学や、専門的な教育や支援業務が可能な NPO などが考えられる。例えば、立命館大学の「アート・リサーチセンター」では、文化情報資源に関する研究者個人が公募研究に応募して認められれば、そのセンターのインフラをプラットフォームとして自分の研究や蓄積されたデータ等の発信・連携に利用できる仕組みがある。

Europeana においては、運営メンバーとして多様な分野・地域の機関の代表が選出されており、様々なシーンで各機関が専門分野を生かして、協働してデジタルアーカイブの構築・連携を支援している。例えば、ファッションをテーマにしたポータルを構築している“Europeana Fashion” は、運営主体がファッション分野の各種アーカイブ機関や企業等の連合体であるが、技術面では、ギリシャのアテネ国立工科大学の支援を受けている。また、Europeana 事務局は、EDM(Europeana Data Model)の策定といった枠組みの構築のほかに、中小規模のアグリゲーターに代わって実際の連携に必要なマッピング作業を行うなどの支援もしている。本部のエンジニアスタッフのサポートにはイタリアのピサ大学が協力している。

我が国においても、専門性を生かした関係機関との連携に基づく複層的な対応を可

能とする仕組みを考えていくことが重要である。

（日本型連携モデルと「束ね役」の役割）

以上を踏まえ、我が国における個別のアーカイブ機関が行う連携モデルとしては、次のパターンが考えられる。

- ① 国立国会図書館サーチと直接連携する。
- ② 文化遺産オンラインのように分野をまとめる「束ね役」と連携する。
- ③ 地方をまとめる「束ね役」と連携する。
- ④ 法人や自治体単位等、連携しやすい可能な単位でまずは連携する。
- ⑤ 連携を直接の目的にはしないが、メタデータを自由利用可能な条件で API 提供する。

各アーカイブ機関は、いずれかの形で連携可能なデジタルアーカイブの構築を目指すことが望まれる。④ができれば、①～③による連携も実現可能性が高まる。また、⑤であったとしても、①～④による連携は可能となる。これらの連携の取組が進むことにより、最終的には我が国が保有するコンテンツの存在全体を把握できるメタデータを集約することができる。

②と③のアグリゲーターモデルの場合、海外の例から見ると、実際に「束ね役」として機能する機関は、その分野における最大規模の文化施設や業界団体、又は地方における大規模文化施設などであることが多い。だが、我が国においては、全てを一つの組織で対応することが困難な分野又は地方があると想定される。関係機関間での分担や、NPO や自治体等との連携なども選択肢として用意する必要があるだろう。そうした前提で、「束ね役」に求められる機能・役割として考えられるものは以下の通りである。

（ア）メタデータの整備推進

（イ）メタデータの集約、API 提供、再利用条件の整備

（ウ）メタデータの標準化

（エ）当該分野/地方の独自性を反映したポータル整備・提供

（オ）所蔵資料/収蔵品等のデジタル化のための法的・技術的支援

（カ）コンテンツの長期保存・永続的アクセス保証（データホスト）への協力

（キ）意識啓発・人材育成

（イ）のメタデータの集約においては、既存組織による API 連携による集約以外にも、プロジェクト化して委員会等を立ち上げ、適切な集約方法について議論し、関係する各組織が自らメタデータを投入する方法や、既に公開されている情報を対象にクローラーで機械的収集を行う方法なども考えられる。

（エ）に関して、我が国では、「束ね役」にプラットフォームの役割も期待されている。

Europeana のアグリゲーターの LoCloud や、Digital NZ で国立図書館が取り組んでいるように、各機関からデータを集約するためのソフトウェアやプラットフォームを構築し提供するというアプローチも必要であろう。例えば、我が国においても、文化遺産オンラインでは、博物館等のデジタルアーカイブ化支援事業として、所蔵品データの管理・公開・検索ができるデータベースを利用できるようにするプロジェクトが進められている。

(オ)の法的支援に関して、基本的には権利処理は各館が実施するものと考えているが、例えば、弁護士等の法務スタッフを中小規模の各機関が個別に雇用することは現実的ではないため、複数の機関の共通の支援基盤として「束ね役」が雇用することができれば、経済的効率性を実現できるという意見があった。また、アーカイブの利活用促進において、権利処理に係る問題は欠かせないことから、本協議会でも課題を整理する必要がある。

(今後の連携の方向性)

アグリゲーターモデルは、ツリー状の階層モデルとして描かれることが多いが、必ずしも階層モデルである必要はないという意見が出た。利用する側のコミュニティも含めて、デジタルアーカイブ群の塊があれば、その塊全体で、アグリゲーターとしての役割が実現されていけばよいという考え方である。

我が国においては、先ずは無理なくまとまる範囲でメタデータを集約・共有していく、ゆるやかな連携モデルを進めることが現実的であろう。集約可能な範囲でまとまったメタデータを誰もが同じ条件で利用可能となれば、その一利用者として国立国会図書館サーチもそのメタデータを集約できることになり、結果として、国全体のメタデータの集約・共有が実現する、というイメージである。

一方で、メタデータの集約・共有を促進するには、強い求心力が必要との指摘もある。図書館以外の機関に対しては、図書館が運営する国立国会図書館サーチとなぜ連携しなければならないのか、といった疑問に答える必要がある。そのためには、国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとの連携を早期に実現し、国立国会図書館サーチが図書館以外の機関と連携する方針と意義を、我が国全体に分かりやすく早くメッセージとして出すことが重要であるとの指摘である。

具体的な今後の連携の進め方については、引き続き、次年度に検討を行う。

(連携促進における留意点)

Europeana は、統合連携を謳う一方で、美術館、博物館、図書館、文書館、放送など、各文化施設・機関の専門性、固有性、自律性、多様性を強く尊重している。我が国においても、分野や各機関が大切にしてきた個別専門性に対する価値は、そのまま生かし、それぞれの機関の個性を失うような平準化をしない形で連携することが不可欠である。むしろ、そうした固有の価値をこれまで以上に強化するような形での連携構造を実

現することが求められる。一方で、集約したメタデータの利活用を促進するには、一定程度統一された利用のための基準があるのが望ましい。個性の尊重と標準化のバランスに留意しながら連携を進めることが必要である。

（連携を促進するための段階的取組の検討）

アーカイブ間の連携の前提として、データベース化されたメタデータがあることが必要不可欠である。一方で、冊子のメタデータは存在するものの、デジタル化されていない場合も考えられる。美術館のように、冊子目録がある程度完備されている場合（3. 参照）に、そのアナログ媒体をデジタル化し、機械可読可能なデータベースへと整備できれば、メタデータの充実が格段に進むことになる。そのためには、予算の確保と人材の育成が求められているが、次年度において、こうした効果の高い支援が必要な領域の洗い出しを進めていくこととする。

3. 地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進に向けた課題

既に述べたように、分野と地方の両軸からのデジタルアーカイブ連携のアプローチが重要である。地方のデジタルアーカイブの構築及び連携においては、各機関がデジタルコンテンツやメタデータの作成と整備を行わなければならないが、単独では実施困難な機関が圧倒的に多い。また、作成まで出来たとしてもデータの公開に至るまでのハードルが高い場合もある。更にはメタデータの連携のための調整も難しいといった指摘もあり、様々なシーンで技術的・財政的・人的支援が求められている。人的支援としては、デジタルアーカイブに関する基礎的な知識を学ぶ場も求められている。

（地方におけるデジタルアーカイブの課題）

本協議会では、地方の課題として、次の点が示された。

＜地方の図書館の状況＞

- ある程度のデジタル化事業が実施されていても、携わる職員が技術面で対応できておらず、画像データのクオリティが低く公開に適したものを作成できない場合がある。
- 地方の資料デジタル化は、思った以上に進んでいるが、その多くは館内利用で、外部に公開されていない。場合によっては館内閲覧さえできていないものもある。公開のためのスキル・ノウハウが不足している。
- 人材不足が大きな課題であり、地方では技術的・法的課題について相談する相手がいない場合も多い。
- 地方の図書館において、地方出版物をデジタル化する場合、著作権（権）者や出版者との関係が近いことが多いため、著作権処理は比較的やりやすいと想定されるが、デジタル化の効用が伝わっていないため、権利処理まで踏み込んで実施されることは少ない。

- デジタル化の費用が計上される場合でも、公開を継続するための費用やメタデータ連携に必要な費用が自治体で確保されていない。

＜地方の美術館の状況＞

- 全国美術館会議での 359 館の全国の美術館に関する調査によると、ホームページにコレクション紹介ページがない美術館が 33%。作品データベースを公開しているところは 16%であった。
- ただし、情報を管理していないわけではなく、館内で冊子目録又は Excel 等で管理されている。冊子目録の場合は 356 館中で 900 冊を確認できた。これらの目録にあるメタデータをデジタルデータ化して公開できるよう整備するためには、まずはメタデータを公開する必要性を認識してもらうための意識改革が必要であり、また、技術的支援及び財政的支援も必要である。

（地方のアーカイブ促進に向けた今後の検討課題）

地方におけるデジタルアーカイブの構築・連携に関して、秋田県など、地方に所在する図書館、博物館等の複数の分野間での連携が進んでいる自治体がある一方で、このような連携がほとんどなされていない自治体が大半と考えられる。こうした各県の状況をどのように把握するかが今後の課題であるとの指摘があった。また、技術的・人的支援をどのような形で行うべきか、地域におけるニーズから演繹されてくるといった意見も出た。現状を適切に把握しつつ、地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進のための取組のあり方について、次年度において引き続き検討を進めることとする。

4. デジタルアーカイブの連携のためのメタデータ標準化の課題

連携の仕組みを検討する際、欠かせないのがメタデータのマッピング等、複数の異なる機関が作ったメタデータを具体的につなげるための作業である。これを円滑に進めるには、メタデータの標準化が重要となる。

（メタデータの標準化とは）

メタデータとは、データに関するデータであり、何らかの対象に関する記述をいう。一つの対象に一つのメタデータが原則であり、メタデータのスキーマ（記述規則・記述形式）の決定には、メタデータにおいて、記述対象をどのように概念的に捉えて記述するかを示すデータモデルが必須である（例えば、一冊の本にはそれを書いた著者や、刊行した出版社がいる等、記述の対象となる概念間の関係を整理したもの）。つまり、メタデータの標準化とは、対象となる事物を記号的に表現するルールを整備することだといえる。データモデルによる記述内容のルールの明確化が図られることによって、デジタルアーカイブ間でのメタデータの相互利用のために、異なるスキーマに基づいて作られたメタデ

一々同士の関連付けが可能となる。

メタデータを作成するということは、記述の対象を決めることとほぼ等価であり、個別の記述要素の単位で異なるデジタルアーカイブをつなぐこともありうる（例えば、同じ人物が、本も書き、油絵も描いていれば、異なる機関のデジタルアーカイブを人物を通じてつなぐことができる。）。しかし、アーカイブごとに独自の用語で各要素が記述されているとつなげるのが困難になってしまう（例えば、本の作者について、図書館ごとに「著者」と「執筆者」のように項目名が異なっていると、同じ作者の本をまとめて扱うことは困難になる。）。標準的なルールに基づいた記述単位の選び方や、それに対する情報の付与が求められる。

近年では、インターネット上でメタデータを相互利用できる技術が発展している。そうした技術を用いて、全ての統一された唯一の形式に強引に押し込めるのではなく、個別機関のデジタルアーカイブの自由度をある程度保ちながら、複数のアーカイブ間のメタデータを結びつけて連携できる仕組みを考えていくことが望ましい。

また、アーカイブの利活用に望ましいメタデータの在り方は、利用者の視点を踏まえて検討する必要がある。利用の形を提供側で制限するのではなく、利用する際の自由度を可能な限り高めていくことが重要である。

（メタデータの連携方法）

メタデータの連携に当たっては、様々な段階がある。第一段階としては、メタデータをハーベスティングと呼ばれる方法で集め、異なる項目間に対応関係を作成（マッピング）して、変換して一つにまとめるといった、比較的シンプルなレベルでの共有が実現できればよいと考えられる。最終的には、Linked Open Data（LOD）のように、概念のレベルで項目間に対応関係が照会できるようになれば様々な活用ができるようになるが、そのレベルを最初から目指すのは難しい。連携においては、それぞれ並行して、可能なやり方、様々な方法で進められるべきである。

ただし、方法はハーベスティング、LOD いずれでもよいが、今後は、ウェブ上でのデータの共有がしやすい形で URI（Uniform Resource Identifier）などの識別子を一層大事にすることが重要となってくる。識別子の普及促進も国として取り組むべき事項と考えられる。

（メタデータ連携事例）

以下に示す博物館の例などから、メタデータを集約するに当たって全ての分野を统一的に同じ形式で一つにまとめるのは無理があることが分かる。分野の内部での利用のために詳細なメタデータが必要とされる一方で、分野横断的に共有するためには比較的項目数が少なく分かりやすい簡略な内容のメタデータが求められる。連携においては、項目数を限定した簡略な内容のもので行い、メタデータを通じて発信元の機関に行きついた段階で詳細な内容のメタデータがある、といった形で、分野ごとの詳細な項目の標

準化と、共有のための緩やかな標準化を並行して図っていくことが望まれる。必要最小限のメタデータセットでの連携には、マッピングが容易になる上、利活用においてもプラットフォームが作りやすくなるというメリットがある。

＜博物館の例＞

- ・博物館は図書館と違って扱う対象が様々である。メタデータの整備等について訓練された専門家がおらず統制が困難。利用方法も閲覧に限らないため提供方法は局面によって異なり、標準化には苦労している。東京国立博物館は、2005 年作成の「ミュージアム資料情報構造化モデル」³を採用している。
- ・東京国立博物館のモデルでは、項目が詳細で、対応が困難という博物館もあった。文化遺産オンラインは、対応可能な範囲でタイトルも必須にせず、自由度の高い形でメタデータを受け入れており、ゆるい連携で結びついている。

（メタデータの長期アクセス保証のための取組）

アーカイブのデジタルコンテンツと同様に、メタデータも長期アクセスが保証されていなければ安定的な利活用は望めない。識別子の維持は必須であるが、それ以外にも、用語の陳腐化や用例の変化などを踏まえて直接内容に関わることも含め、メタデータのメンテナンスは長期にわたって継続的に行われるべきである。時代によってある程度の変遷はあってもよいが、URI がすぐ変わるようなものはメタデータを流通させる意味がなくなる。各アーカイブ機関においては、可能な限り長期にアクセス可能なものを、メタデータの必須項目として選びつつ、対象をよく理解している人がメタデータを作成し、継続的にメンテナンスしていくことが求められる。

（メタデータ連携のための標準化の検討課題）

メタデータの標準化に向けた整備においては、分野間で考え方の差異が生じると考えられる。例えば、博物館・美術館では重視される材質についての記述は、図書館では重視されていない。メタデータの連携に関する標準化を検討する場合、分野横断的なメタデータ要素と各分野固有のメタデータ要素とを整理し、連携するために共通化すべき要素を明確化することが重要となる。つまり、この発掘品の発見者とこの本の著者が同一人物であるといった情報の繋がりを保証する仕組みを担保するため、情報の繋がりの鍵となりうる要素（固有名情報、地理情報、年代・時間情報、分野・分類情報等が想定される。）の記述方法や、情報を繋ぐ際の手順・方法についての標準化を考えていくことが必要である。

この検討過程では、どういった同一性に価値を置き、どういった差異を捨象するかを選択が必要となるため、メタデータの連携に必要な標準のためのルールを検討し、決定するための手続の在り方についても同時に検討が求められる。この手続の整理において

³ <http://webarchives.tnm.jp/docs/informatics/smmoi/>

は、一旦ルールが決められたとしても持続的な調整を要するものであることを踏まえ、ルール化された後の修正・変更の手続についても同時に決めておく必要がある。次年度において、引き続き、メタデータの標準に関する課題の整理を進めるとともに、ルール化の手続面における検討も行うこととする。

5. アーカイブ利活用に向けたメタデータ、サムネイル/プレビューの流通促進

メタデータを広く共有し、利活用が促進されるためには、どういう条件で利活用できるか明示されていることが必要であり、更に、利活用しやすい形でメタデータが流通していることが重要である。

我が国におけるデジタルアーカイブの利活用促進に向けたメタデータ等の流通のための必要な取組については、流通対象を図2に示す三層構造に分けて、考えていくこととする。

メタデータ
サムネイル/プレビュー
元データ（コンテンツ）

図2：デジタルアーカイブ連携における流通単位

ここでいうメタデータとは、コンテンツ（デジタルコンテンツの他、アナログ媒体の資料・作品等を含む。）を説明するデータのことをいい、図書館における書誌データ、アーカイブ機関の収蔵品等の目録データ、文化財の基礎データ等をいう。サムネイル/プレビューとは、元データ（コンテンツ）の要約物又は一部分の表示（プレビュー表示）、縮小した画像又は数秒程度の音声・動画等をいう。元データ（コンテンツ）とは、ここでは流通可能性のあるデジタルコンテンツを指し、アナログ媒体の資料・作品等をデジタル化した高品質なデジタルコンテンツ、あるいはボーンデジタルの作品（デジタルカメラの写真、電子書籍等）であればそのデジタルコンテンツ自体をいう。

（メタデータ等の利用条件表示の意義）

メタデータやサムネイル/プレビューの利活用を促進するためには、利用条件を表示することが重要と言われている。これは、メタデータやサムネイル/プレビューが発信されていて、発信者が第三者による利活用を妨げていない場合であっても、利用条件に関する情報が記述されていない場合、情報の受け取り手としてどのように使ってよいか分からず結果として利活用に至らないことになるからである。このため、どのような使い方が

できるのかを容易に確認できるように示すことは、メタデータ等の流通促進において非常に重要である。

なお、メタデータ等を発信する機関は、他機関のメタデータ等を利用する立場にもなりうる。例えば、相互にメタデータを利用できるようになることで、様々な機関が保有するコンテンツのメタデータを組み合わせたデジタルアーカイブの構築・連携や、メタデータを複合的に利用する新しいサービスの創出が期待される。このため、メタデータ等への利用条件の表示が進むことは、メタデータ等発信機関にとっても意義あることと考えられる。

(利用条件表示方式の標準化に関する国際的動向)

メタデータ等の利用条件表示においては、「クリエイティブ・コモンズ(CC)」(29 ページ、参考資料参照)が世界的な主流となっている。世界各国の言語や法制度を理解せずとも、共通マークや各国語での条件記述等により簡易に利用条件を理解できるなどのメリットが存在することから、我が国を含めた世界各国のオープンデータ(オープンガバメント)の取組においても、クリエイティブ・コモンズは広く活用されている。

Europeanaにおいては、データ提供機関(文化施設やアグリゲーター)とEuropeanaの間で締結されるデータ交換協定において、メタデータについては CC0(全ての著作権等の権利を放棄し、自由な二次利用が可能であることを意味する。)による完全自由利用の明確化を実現しつつ(DPLA も同様)、サムネイル/プレビュー(と元データ)については権利状態及び二次利用条件を明示することを提供機関に求めている。ニュージーランドの Digital NZ では、メタデータとサムネイル/プレビューが「営利・非営利」双方、「非営利のみ」自由利用可能の 2 種類の条件設定が可能となっている。

なお、Europeana は、5,000 万件以上のメタデータを CC0 で提供しているが、データ交換協定において規定される CC0 での提供という原則は、Europeana に提供されたメタデータに対して適用されるということであって、各館やアグリゲーターにはどのメタデータを提供するか選ぶ自由がある。公的な美術館・博物館・図書館のコンテンツとは違い、放送やフィルム、ファッションなど商業的価値の高いコンテンツについては、メタデータのこの部分、又はこの作品のメタデータはEuropeanaには提供せず自館ウェブサイトでの公開等に留めておく、といった選択が可能となっている。

(1)メタデータのオープン化の課題

国際的な動向を踏まえ、我が国におけるデジタルアーカイブ連携とメタデータ等の流通を促進し、それらを世界に発信して国際的な流通も可能とするには、少なくともメタデータに関しては、二次利用も含めて自由に利活用できる条件でオープン化を進めていくことが求められる。

（メタデータの法的権利の整理とオープン化）

メタデータ自体は事実を記述した情報であり一つのメタデータに著作物性が認められるケースは少ないと考えられるが、一方で、①創作性のある長い記述を含む場合、②我が国におけるいわゆるデータベースの著作権（データの選択や構成に創作性がある場合）、③利用規約等で自由な利用を認めないと書かれている場合、④逸失利益等が出て損害賠償を求められる不法行為の場合において法的権利が行使される可能性、⑤その他スイ・ジェネリス権（EU の「データベースの法的保護に関する指令」）といった独立した法的権利など、様々な法的権利との兼ね合いが生じる可能性があり、かつ、これら創作性や不法行為の判断は国や地域によって異なる。利用する側にとって自由利用の可否についての確実な判断には困難を伴う。

このため、世界的にメタデータに関しては、国際的に円滑な流通を確実に行うため、全ての著作権等の権利を放棄することを示す CC0 を原則としている。なお、著作権の権利表記を行えば自由に使えるという CC-BY ではなく、CC0 とされているのは、個別にメタデータにクレジットを付すことを法的に求めるのは、場合によっては数万を超えるような機関の作成したメタデータを組み合わせて使用するなどの際に、完全な権利表記が現実的には不可能であるといった事情もあるとの指摘があった。

メタデータの利用条件の性質は、メタデータの相互運用性の中核的課題である。メタデータの利用条件が国際的な標準と同じでなければ、たとえメタデータのフレームワークを国際標準にそろえたとしても、国際的な連携は望めない。メタデータの流通、すなわちデジタルアーカイブの国際的連携において我が国が諸外国から孤立することにならないよう、我が国においても国際的な動向を重視したメタデータのオープン化に取り組むことが必要である。

（公的機関が提供するメタデータのオープン化）

以上から、公的機関のメタデータに関しては、世界で流通しているメタデータと利用条件のレベルをそろえることを目指していくべきである。公的機関のメタデータは、自由に二次利用可能な条件で公開することとし、CC0 で提供することを原則とするのがよい。それが難しい場合でも、少なくとも、行政機関全般の公開データに適用されている政府標準規約（第 2.0 版）に準じ、CC-BY によるメタデータの提供を確保するべきである。

（民間の機関が提供するメタデータの利活用）

民間の機関が提供するメタデータに関しても、上述の方向性を踏まえ原則として CC0 とするのが望ましいと考えられるが、まずは連携を拡大していくことが重要であり、メタデータの利活用に関しては、その分野や地方の状況に応じて、段階を踏んでできるところから行っていくべきものであろう。特に、私立の美術館・博物館が保有するコンテンツや商業的に作成されたコンテンツのアーカイブに関するメタデータについては、非営利の文化施設が保有するアーカイブのメタデータとは異なる性質をもつことに留意が必要である

との意見があった。これらのメタデータのオープン化に関しては、Europeanaと同様、何をオープンにして何をオープンにしないかを各館で判断しコントロールできることを担保した上で、CC0 又は CC-BY を推奨するのがよいと考える。

また、地方の機関・施設においては、実務者の間で原則となるルールが存在しない場合に、どの選択肢を選ぶか担当者レベルで悩むことが多いとの意見があった。他の選択肢を確保する一方で、原則としてのデフォルト・ルールを設定して示しておくことが望ましい。原則を定めるだけでも相当程度、オープン化や連携が進むことが想定されることから、分野ごとにメタデータの利活用に係る基準を定めることも考えられよう。

(2)サムネイル/プレビューの利用とその条件表示の課題

メタデータに加えて、サムネイル/プレビューも合わせて流通がなされると、メタデータが対象とするコンテンツの発見・理解促進に大いに役立ち、コンテンツへの有効なナビゲーションの手段となる。特に日本語を母語としない外国人にとっては、テキスト情報のみで構成されるメタデータに加えて、コンテンツのサムネイル/プレビューが存在するか否かは、そのアーカイブ・ポータルユーザビリティにとって死活的な問題になりうる。

また、コスト面でも利点がある。高精細画像を大量にリアルタイムで提供するとした場合、システム的にも大きなリソースが必要となり、管理コストも大きい。先ずは手がかりとして統合ポータル等にはサムネイル/プレビューまでを提供し、より詳細な画像等のデジタルコンテンツについては、そこからリンクされたアグリゲーターや個別機関のウェブサイトにアクセスすることによりこの問題を軽減することができる。

(権利の状態に関する課題)

サムネイル/プレビューについては、特に著作権保護期間内の作品である場合、権利の問題から、自由な利用条件での流通は難しいことがある。また、許諾を得たものであっても、現在のところ、所蔵館での利用に限った許諾内容である場合が少なくないため、他の組織のデータベースでの活用は困難な場合もある。

サムネイル画像を一般的な文化施設が作品紹介のためにインターネット送信することに関しては、現行の著作権法では、原則として著作権者の許諾が必要である。平成 26 年度の文化審議会著作権分科会において⁴、権利者の利益にも配慮しつつ、こうした行為を可能とすることについて検討すべきとされており、現在、関係者の意見を踏まえ調整が進められている。本協議会においても、連携先のデータベース、特に統合ポータルや「束ね役」の検索結果にもサムネイル/プレビューが載せられるようになることを期待するとの意見もあり、文化庁におけるこれらの検討の早期進展が期待される。

⁴ <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/41/index.html>

(サムネイル/プレビューの利用条件表示)

制度整備を待つまでの間、当面実施可能なこととしては、比較的自由的な条件で利用可能なサムネイル/プレビューについては、世界的な主流となっているクリエイティブ・コモンズを用いて、利用条件を表示し、利用する側が使いやすいようにしていくのがよい。また、元のコンテンツの権利がパブリックドメインの場合には、そのサムネイル/プレビューについては、可能な限り、パブリックドメインであることを示すマーク等を表示し自由に使えるようにすることが望まれる。更には、近年進められるオープンデータ(オープンガバメント)やオープンサイエンスに関わる関係府省の施策との一貫性の観点からも、公的機関のものや公的助成を受けて作成されたものについては、原則として CC0 又は CC-BY で利用可能なように整備されていくことが求められる。

(利活用促進に向けた今後の検討課題)

本協議会は、次年度においても、サムネイル/プレビューに関し以下の点について検討を継続する。

- i. サムネイル/プレビューの利用のためには、どのようなルールの明確化が必要か。国際的な利活用を推進するためにどのようなルールが必要か。
- ii. サムネイル/プレビューの利用条件の表示方法はこういったものがよいか。
- iii. API を通じた自由利用可能なデジタルコンテンツの自動抽出などを容易にするために、権利情報はどのようなメタデータにより記述されるべきか。

6. デジタルコンテンツの拡充と利用条件表示における課題

流通したメタデータから、それぞれの機関が保有・公開するコンテンツにたどり着けるようにすることが重要である。コンテンツは、デジタルコンテンツとしてインターネットで公開されている場合もあれば、いずれかの施設で有料又は無料で利用できる場合もある。アナログのコンテンツもあれば、デジタルのコンテンツもある。コンテンツの形態や利用方法は様々であるが、ここでは、流通可能性のあるデジタルのコンテンツについての課題を整理する。

(デジタルコンテンツの作成に当たって)

デジタルコンテンツについて、次の3段階に整理できる。ただし、③はデジタルコンテンツそのものというよりは、5(3)で論じたサムネイル/プレビューとして考えるべきであろう。

- ① 元のコンテンツの代替となることを目指し、膨大なデータ量を持つ高品質なもの
- ② 情報量をある程度抑え利活用のしやすさを優先したもの
- ③ 発見を助けるためにコンテンツの特徴を示す最小限の情報を抽出したもの(=サムネイル/プレビュー)

デジタルコンテンツの流通に関して、②と③については、作成時に流通可能な利用条

件を整備し、可能なものは全て公開することが望まれる。

例えば、文化財の修復における写真など、報告書等にまとめる過程で付随する様々なデジタルデータが発生することがある。それらをデジタルアーカイブのコンテンツとして取り込み、所蔵館の発信の目的に供するなど、有効な利活用に繋げるべきであるといった意見があった。実現すれば、報告書がまとめられる度にコンテンツが自動的に蓄積されていくことになり、デジタルアーカイブにおける重要なリソースとなりうる。このように、様々なシーンで②や③のレベルのデジタルコンテンツの作成を意識すること、それを啓蒙することは、デジタルアーカイブの充実にとって重要な普及活動となると考える。

（デジタルコンテンツの拡充のための取組の検討）

利用可能なデジタルコンテンツの拡充は、デジタルアーカイブへのアクセス数の増加などの利活用促進のためには重要な取組である。コンテンツ拡充のために所蔵資料/収蔵品のデジタル化をいかに促進するかについては、本協議会において次年度も継続して検討すべき課題である。

上述のデジタルコンテンツ作成時の意識向上の取組や共通基準の策定も、コンテンツの拡充に繋がるものであるが、最近では個人の所有するデジタル機器で簡単に比較的高品質の画像、動画を撮ることができる。例えば、地方のデジタルアーカイブ構築においては、祭り等の動画の記録をデジタルコンテンツとして増やしていくことも考えられる。毎年継続して蓄積していけば、将来の大きな資産になりうる。特に、地域に関するコンテンツの構築においては、地域住民によるデジタルコンテンツ作成への参加の可能性を開くことも重要である。

法的整備としては、平成 26 年度の文化審議会著作権分科会において図書館等の所蔵資料/収蔵品のデジタル化に関し、保存のための複製行為については、関連規定の解釈明確化によって可能であることが示されたことに加え、平成 27 年 6 月にはその対象施設の範囲が拡大され、図書館のほか、博物館法の登録博物館及び博物館相当施設が対象となった。一定の条件⁵はあるが、私立も含めた大部分の博物館、美術館、図書館は保存のための複製（デジタル化）が可能となっている。一方で、これらの法的整備について、関係機関への周知がまだ十分には進んでいないように思われるとの意見もあったところ、今後、これらの制度活用について一層の普及推進が望まれる。

（デジタルコンテンツのオープン化の検討）

作成されたデジタルコンテンツが多くアクセスされ、利用されることは一つの価値であるといえる。そのためには、デジタルコンテンツもオープンにすることが可能なものについては、各分野や機関の実情を踏まえながら、できる限りオープンにすることが、アーカイ

⁵ 私立の美術館や博物館の場合、博物館法の登録博物館及び博物館相当施設であっても、運営主体が株式会社となっているところは複製できないが、公益法人であればできる。登録博物館及び博物館相当施設でないところについては、個別に指定するかどうかを今後検討することになる。

ブの利活用促進のためには望ましい。

平成 27 年 3 月、内閣府でオープンサイエンスに関する方向性が示され⁶、公的助成を受けた研究成果については、論文及び論文のエビデンスとしての研究データは原則公開すべきであり、その他の研究開発成果も可能な範囲で公開されるのが望ましい、といった方向性が明確に打ち出された。

こうした動向を踏まえ、公的機関の、又は公的助成を受けて作成されたデジタルコンテンツについては、流通可能な利用条件を付して、提供されるよう整備する方向性を打ち出すことが考えられる。

埋もれていた所蔵資料/収蔵品が、デジタル化されてデジタルコンテンツとなりインターネット公開され、更に流通したメタデータや統合ポータル、ソーシャルメディア等新たな情報流通経路からのアクセスによって注目を集め、価値が高まることもある。そういった点を今後の検討の中で、事例と共に紹介していく必要がある。

公開することによって価値が高まった事例の一つに、東京国立博物館の例が挙げられる。オンラインゲームのモデルとなった日本刀の展示企画が行われた際、現場での所蔵作品の撮影を認め、更にはウェブ上の画像も使ってよいとしたため、展示期間中、同館の Twitter では通常の 100 倍の反響があり、実入場者で毎日 1,000 人程度が増加したという。デジタルコンテンツの公開と先端的なウェブサービスの利用、そして現物の所蔵・展示との関係は利活用の面で意識していく必要がある。

デジタルコンテンツの長期アクセス保証のためにも、メタデータ等も含めたオープン化の議論を継続していく必要がある。研究の過程で資料デジタル化や、3D データ作成などが行われることがあるが、それらの成果物は研究期間が終了してしばらく経った後には見つからなくなっていることも少なくないという。人文系の研究者によって作られたデータベースは研究者の退職とともに多くは消滅するとの指摘もあった。こうした点から、公開と自由利用可能な条件提示に基づく共有によって、長期のアクセスを保証する分散的保存・公開アプローチも考える必要があろう。

（デジタルコンテンツの利用条件とその表示について）

オープン化の検討が必要とはいえ、デジタルコンテンツの場合、自由な利用を認めるオープン化は様々な事情から困難な場合が多い。一方で、デジタルコンテンツの利用条件に関して、著作権保護期間が満了している場合であっても、多くのサイトには利用する際に所蔵館への許諾取得を求めるといった文章が記載されていることがあり、それを守ろうとすることが利用する側にとっての障壁となり、なかなか活用が広まらないといった意見もあった。日本語のみで表記された再利用条件が、外国人にとって理解困難であるという問題もある。

提供するデジタルコンテンツのうち、無償での再利用に問題がない場合は、CC-BY な

⁶ <http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/openscience/>

どの条件を表示してできる限り利用しやすくすることが望ましいと考える。特に、公的機関が保有するデジタルコンテンツで、著作権保護期間満了が確実に確認されたものについては、オープン化し、統一的に著作権保護期間満了であることを示すパブリック・ドメイン・マーク等を表示することが望まれる。ただし、公的機関・公的助成によるデジタルコンテンツであっても、商業利用されているコンテンツについては、著作権保護期間満了を問わず、一定程度の配慮が必要との指摘もあった。デジタルコンテンツの利用条件に関しては、慎重な検討が求められよう。

また、パブリック・ドメイン・マークや CC-BY などの適用が難しい場合であっても、無償での利用条件に関しては、デジタルコンテンツの国際的な流通を考慮すると、世界的な普及と多言語での利用が可能なクリエイティブ・コモンズを活用することが望ましい。しかし、クリエイティブ・コモンズにおける条件に当てはまらない利用条件が必要となる場合もコンテンツの場合には考えられる。こうしたデジタルコンテンツの利用条件について、できる限りその条件がわかりやすくなるよう表示方法の統一化も望まれる。

(アーカイブ充実に向けた今後の検討課題)

統合ポータルや流通したメタデータから最終的なデジタルコンテンツにたどり着き、そのコンテンツを利活用するために必要な情報の在り方と、コンテンツの利活用を促進するための仕組みの構築については、メタデータのポリシーと同様、提供側のポリシーとして、段階を追って権利問題なども含めて整理する必要がある。利活用を中心に据えてデジタルアーカイブ全体をより深い形でデザインすることを目指して、デジタルコンテンツの拡充や、その利用条件表示の統一化等のコンテンツに関することについて、引き続き、本協議会で検討する。

7. 利活用促進のために必要な検討

(1) 本協議会で示す内容の普及策の検討

本協議会で示す方向性について、共有と普及啓蒙を図るには、どのような仕組みが考えられるか、検討を要する。誰に対してどのように働きかけるのか、社会的に定着させるにはどうすればよいのか、本協議会で、次年度において検討を行っていく必要がある。

(2) 利活用促進策の検討

2(1)における連携の意義の箇所でもメタデータの利活用事例の共有が重要としたが、そもそも、国内外における利活用事例をどのように発見し、広く共有していくのか、そのために必要な施策について検討する必要がある。

提供者側の視点と利用者側の視点の両者をつなぐ人材育成、場の構築が重要との意見も出た。利用者として興味のある人には誰でも使ってもらえるようにし、その利用の成果を広く流通させることで、コンテンツの価値が高まることも考えられる。利用者側の

目線に立ったポータル、使いたくなるようなプラットフォームというものをどうデザインしていくのがよいか、そもそもアーカイブの利活用においてどういった利用がありうるのかを、利活用事例によって明らかにする必要がある。

利活用促進策の検討においては、海外への発信や地方からの発信といった観点にも留意すべきである。特に、海外からのアクセスを意識した取組は重要である。海外の日本研究者からは日本側の発信が弱いと指摘されることが多く、また、彼らが我が国の主要なデジタルアーカイブを認識していないことも多いとの意見もある。

利活用事例が共有されることは、人材育成にも繋がる。成功モデルを共有する場の構築についても考えていく必要がある。

おわりに

デジタルアーカイブを整備することは、我が国の文化の保存・継承や国内外への発信基盤となる取組である。平成 27 年度は、どのように連携・利活用を促進していくかについて、提供側の視点を中心に議論した。次年度は、そのインフラを使う側である、コンテンツの利用側の視点を取り入れて検討を進める必要がある。本報告書で示した継続検討すべき課題のほかに、人材育成等、中長期的なレベルでの対応、海外機関との協業を含めた国際連携などの課題もある。現在だけではなく未来においても利用価値の高いデジタルアーカイブの構築と、連携によるアーカイブ利活用の促進に向けて、引き続き、議論を深めていきたい。

(別表) 主要機関におけるデジタルアーカイブの構築・連携状況

1. 各機関(又は担当分野の主要機関)におけるデジタルアーカイブの構築・連携状況				
	文化財分野			メディア芸術等分野
	東京国立博物館	東京国立近代美術館	文化庁(文化財分野)	文化庁(メディア芸術分野)
(1)メタデータの整備・公開状況				
1 メタデータの整備状況(所蔵物全体に占める割合等)	館内の業務用収蔵品データベースでは名称・作者・時代等の基本的なデータについて整備を継続的にやっている。一通り電子化されているが、データの詳細度や正確性には相当なばらつきがある。	国立美術館4館の所蔵作品数は、40,348点。 (平成26年度独立行政法人国立美術館年報より) 全所蔵作品数のうちメタデータを公開している割合は96.7%。	約12万件のメタデータを収集し、「文化遺産オンライン」において公開している	・マンガ分野(単行本・雑誌等)約415,000冊(単行本約269,000冊、雑誌約146,000冊) ・アニメーション分野(劇場・TVアニメーション等)約10,000タイトル ・ゲーム分野(家庭用ゲーム/アーケードゲーム/PCゲーム)約38,000タイトル(家庭用約31,000件、アーケード約5,000件、PC約2,000件) ・メディアアート分野(催事情報とそれに基づく作品情報・作者情報)催事約10,000件(作品情報約54,000件を含む。)
2 メタデータの公開状況(提供用DB名、公開範囲等)	ウェブサイト内に複数のデータベースがあり、主なものは以下のとおり。 ・名品ギャラリー:約500点の作品を画像と解説つきで公開している。 ・画像検索:約94,000点の画像を公開しており、各画像に名称等のメタデータが付与されている。所蔵品のうち、著作権処理の不要なものに限定している。 ・展示作品リスト:随時、館の公式ウェブサイト上で展示中の作品一覧を公開している。過去の展示作品も辿れる。 ・デジタルライブラリー:約560件(900冊:2016年2月現在)の和古書・洋古書・漢籍の全頁画像を公開。 ・研究データベース:古地図、古写真等のテーマ毎にデータベースを公開。 ・e国宝:国立文化財機構の4博物館の国宝・重要文化財のみを合計約1,000点、高精細画像と5か国語(日・英・仏・中・韓)の解説つきで公開している。	国立美術館4館のメタデータ39,027件は、インターネットで公開。 「所蔵作品総目録検索システム」 http://search.artmuseums.go.jp/	提供用DB:文化遺産オンライン 公開範囲:一般公開	『メディア芸術データベース(開発版)』 (https://mediaarts-db.jp/)を平成27年3月から一般公開。
3 メタデータの整備・公開のための今後の構想等	所蔵品データベースの公開にむけて準備している。当面は全作品ではなく、2にあげた展示作品リストに含まれる作品データに限定することで、比較的整備されたデータを約1万点程度データベース化して提供できると考えている。	所蔵作品データの一層の精緻化(特に来歴・展示会歴・文献歴など歴史情報について)	文化遺産オンラインと国立国会図書館サーチとの連携を進める	平成27年3月に公開した『メディア芸術データベース(開発版)』について、平成27度から平成31年度にかけて、調査研究や追加機能の開発等を行い、平成32年度に正式版をリリース予定。
(2)メタデータの連携状況				
1 API提供等による他機関との連携状況(API提供有無、連携先機関等)	e国宝:OpenSearchによる検索を提供しており、国立国会図書館サーチと連携。	国立国会図書館サーチ 文化遺産オンライン	「文化遺産オンライン」では、一部のメタデータ提供館とAPIを用いた連携を実施	平成28年3月末にマンガ分野のAPIを試験的実装予定。
2 メタデータ連携の推進における課題・改善要望等	収蔵品の点数に比して研究員が少なく、十分なデータ整備体制を継続的に確立できないことが最大の問題である。			
(3)デジタルコンテンツのアーカイブ状況				
1 所蔵物のデジタル化やデジタルコンテンツ収集に関する主な取組状況	所蔵品は展示・貸与・修理や調査研究等の機会に随時デジタル撮影を行っており、撮影された画像は館として登録し、活用できるよう整理している。過去に撮影された写真フィルム(4×5、フローニー)は、ほぼデジタル化している。近年の取組としては、所蔵する和古書・洋古書・漢籍について全頁撮影し、インターネットに公開している。	「所蔵作品総目録検索システム」 http://search.artmuseums.go.jp/	「国指定文化財等データベース」において、国指定等の文化財について、メタデータを作成し一般公開している	
2 主要な公開データベースの概要	(1)2のとおり。	公開している画像は、15,436件(≒作品点数)。メタデータを公開しているもののうち約38.3%を公開。	国指定文化財等データベース:文化庁が管理・運営している。国が指定・選定・登録等行った文化財についての情報を一般に公開するためのデータベース。	

	放送コンテンツ分野		書籍等分野	地方アーカイブ
	日本放送協会	放送番組センター	国立国会図書館	秋田県立図書館
(1)メタデータの整備・公開状況				
1 メタデータの整備状況(所蔵物全体に占める割合等)	NHKが放送した番組、ニュース等を映像コンテンツ、音声コンテンツとして保存。 本部保存分についてはほぼ全コンテンツについてデータ整備。	放送ライブラリー で公開している テレビ番組、ラジオ・CM、ニュース映画など合計 32,287本(以下、公開番組)にメタデータを付与している。	所蔵資料は原則として書誌データを作成している。	通常図書資料では100%(120万点) 通常図書資料に対してデジタルアーカイブ資料のメタデータ件数は 0.3%弱
2 メタデータの公開状況(提供用DB名、公開範囲等)	「NHKクロニクル」としてHPで公開(公開WEBサイト、検索可能) ・「保存番組」ページでは、保存している番組名、出演者、放送時の基礎的情報を公開(ニュース、一部の音声番組のデータは非公開) ・「番組表ヒストリー」では、放送番組表をデータベース化。タイトル、出演者、放送時間など公開(総合TVは1951年以降)、記述メタデータによる検索が可能。	・メタデータは、放送ライブラリー利用者が公開番組を検索し、当該番組の内容等に対する理解を深めるための情報として、放送ライブラリーのウェブサイト上で閲覧することができる。 ・情報項目は、番組名、放送局、製作社、放送日、分数、ジャンル、スタッフ、出演者、番組の概要、受賞歴。	「NDL-OPAC」 図書館資料の書誌データは全てインターネット公開 「国立国会図書館デジタルコレクション」 デジタル化した資料の書誌・目次データは全てインターネット公開	「秋田県立図書館所蔵資料検索」 図書資料 100%インターネット公開 「秋田県デジタルアーカイブ」 デジタルデータ 70%インターネット公開 (残り30%はメタデータはあるが著作権処理が未だ)
3 メタデータの整備・公開のための今後の構想等	放送番組の情報を日々、追加して整備している。	なし	「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開(2013)」を参照 http://www.ndl.go.jp/jp/data/bib_newsletter/2013_2/article_01.html	特になし
(2)メタデータの連携状況				
1 API提供等による他機関との連携状況(API提供有無、連携先機関等)	インターネット上に公開しているコンテンツについてAPI連携の例あり。 WEBサイト「東日本大震災アーカイブス」が国立国会図書館「ひなぎく」、米ハーバード大学「Japan Disasters Digital Archive Project」にAPI連携。 この他には連携の例はなし。	連携していない	「国立国会図書館サーチ」を通じて図書館、アーカイブ機関等と連携。一覧は以下から確認が可能。 http://iss.ndl.go.jp/information/target/	国立国会図書館サーチ
2 メタデータ連携の推進における課題・改善要望等	記載事項はありません。	なし	共通メタデータスキーマとしてDC-NDLを提示しているが、その普及。 APIによるメタデータ連携の促進	すでにMLA機関等は内部的にメタデータの蓄積が進みつつあるため、集約を図る上で完全なメタデータマッチングを望むことは難しい。
(3)デジタルコンテンツのアーカイブ状況				
1 所蔵物のデジタル化やデジタルコンテンツ収集に関する主な取組状況	・デジタルテープで保存している番組や映像素材をデジタルファイル化する作業中。 進捗状況(2014年度末)は、ニュース映像素材100%番組33% 2018年度末までに完了予定 ・収集しているコンテンツは、NHKが放送した番組 & ニュース映像	公開番組は、放送事業者、番組制作会社からデジタルメディアで提供される。	平成12年度から資料デジタル化を継続実施。 平成14年度からインターネット資料の収集保存事業を継続実施(平成22年度から国等の公的機関のインターネット資料の制度収集の開始。) 平成25年度からは民間で出版された電子書籍・電子雑誌等のオンライン資料の制度収集を開始。	平成8年度から江戸期、明治期の資料の一部を画像化 地元新聞タイトル、人物情報、テーマ索引をデータベース化 民話音声 デジタル化 地域雑誌の一部を画像化
2 主要な公開データベースの概要	データベースとしての公開はなし。 公開しているHP(「NHKクロニクル」)において検索可能。	インターネットでの公開番組の視聴は実施していない。	「国立国会図書館デジタルコレクション」 http://dl.ndl.go.jp/ デジタル化した資料、電子書籍・電子雑誌等を提供。 「インターネット資料収集保存事業(WARP)」 http://warp.da.ndl.go.jp/ 収集・保存しているウェブサイトを提供。	「秋田県デジタルアーカイブ」 http://da.apl.pref.akita.jp/lib/ (NTTデータのMLA連携型アーカイブシステムAMLAD) 平成24年11月より運用開始 高精細データの提供、他機関連携、マルチOS、音声、動画、静止画像、索引データ 47万件を提供

2. 各機関(又は担当分野の主要機関)におけるデジタルアーカイブの利活用のための整備状況・課題及び要望				
	文化財分野			メディア芸術等分野
	東京国立博物館	東京国立近代美術館	文化庁(文化財分野)	文化庁(メディア芸術分野)
(1)メタデータの二次利用の条件に関する現状と課題				
1 利用条件の種類・内容(例: CC0等)	メタデータの二次利用については明示的に定めていない。	「所蔵作品総合目録検索システム」 http://search.artmuseums.go.jp/における下記文言に終始しております。 本サイトに掲載された全てのテキスト、画像等に関する著作権その他の権利は、独立行政法人国立美術館または現著作者その他の権利者に帰属します。無断転用はご遠慮ください。 作品画像の出版物等への掲載許諾につきましては、各所蔵館にお問い合わせください。本サイトからの画像コピー、ダウンロード等はお断りしておりますので予めご了承ください。	「文化遺産オンライン」では、メタデータ提供機関の許諾が必要	政府標準利用規約を使用。
2 利用条件の表示状況			「文化遺産オンライン」では、ウェブサイト、メタデータ提供機関に問い合わせることと記載	政府標準利用規約をお知らせページに掲載。
3 メタデータ流通とデジタルアーカイブ連携の促進における課題	博物館・美術館分野のメタデータ標準の整備・普及、および小規模館での公開促進。	全国美術館会議などでの積極的な広報、説明の機会が必要。		
(2)メタデータの二次利用の条件に関する要望(望ましいあり方)				
	メタデータについてはクリエイティブ・コモンズ等のライセンスによるオープンデータ化が望ましい。	メタデータの利用についてはオープンなものと考えている。画像については上記(2(1)2)を超えず。		
(3)デジタルコンテンツの利用条件に関する現状と課題				
1 利用条件の種類・内容	☐ 申し込み不要 無償 画像検索、研究データベース、デジタルライブラリーで、Webサイト上に公開している画像は、非商業目的で成果物あたりに利用する画像の点数、印刷部数等の条件を満たせば、利用の申し込みなく無償で利用できる。 ☐ 申し込み必要 上記のデータベースに含まれないか、上記の条件を満たさない場合はTNMイメージアーカイブの画像貸出に利用を申し込む。学術・公共利用では無償または廉価で、商業利用では利用の内容に応じた価格で有償で提供している。 ☐ 広報 当館の広報となる場合は無償で提供している。	上記文言(2(1)2)のとおり	「国指定文化財等データベース」では、文部科学省ウェブサイト利用規約に基づき、テキストは再利用可(CC-BY) 画像は個別の問い合わせが必要	
2 利用条件の表示状況(メタデータ中にコンテンツのライセンス情報がある等)	Webサイト内に「画像の利用について」というページを設け、利用条件等について説明している。		「国指定文化財等データベース」では、文部科学省ウェブサイト利用規約をウェブサイトで公開している	
3 コンテンツの利活用促進に向けた利用条件・ライセンス表示等の課題	博物館・美術館では、収蔵品を写した写真そのものの著作物性が認められるもの(絵画を写した場合等)と認められないもの(彫刻を写した場合等)が混在するのが通常である。館が著作権を有するものとそうでないものが混在することになるため、利用条件やライセンスと著作権との関係について整理する必要がある。		「国指定文化財等データベース」では、保有している写真の中には著作権者が不明なものも多く、公開できない画像が多数ある。また、再利用が出来ない画像も多い。	
(4)デジタルコンテンツの利用条件に関する要望(望ましいあり方)				
	無償提供と有償提供とのバランスのとれた条件設定が望ましい。また有償提供は、現在の政府の方針に従った独立行政法人の自己収入として重要な収入源となっていることから、無償提供を拡大する場合には制度的、財政的な裏付けと調整が必要となる。	メタデータの利用についてはオープンなものと考えている。画像については上記(2(1)2)を超えず。		

		放送コンテンツ分野		書籍等分野	地方アーカイブ
		日本放送協会	放送番組センター	国立国会図書館	秋田県立図書館
(1)メタデータの二次利用の条件に関する現状と課題					
1 利用条件の種類・内容(例：CC0等)	個別契約に基づく指定。	当センターでは、メタデータの二次利用を想定していない。	インターネットで検索可能となっているメタデータについては、検索結果を自由に利用できる。機械的連携による場合は、非営利目的であれば、自由に利用できるが、営利目的の場合は申請が必要である(有償の場合もある)。	メタデータの利用制限はなし	
2 利用条件の表示状況	・HP上で検索可能なデータについては「無断転載を禁ず」と表記。 ・API連携を行っているHPでは、NHKからデータを取得していることをアイコンまたはサイトトップで表示するよう求めている。		国立国会図書館サーチのAPI利用については、ウェブページで案内。 http://iss.ndl.go.jp/information/api/riyou/ なお、自由に利用できるものは、「オープンデータセットのページ」に掲載。 http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/standards/lod_download.html	表示なし	
3 メタデータ流通とデジタルアーカイブ連携の促進における課題	NHKでは保存番組と放送番組表のデータを現在公開しているが、公開されているデータについては、HP上でのAPI連携のような形による連携について、検討が可能ではないかと考える。HP上で公開している以上のデータについては、現時点では公開は難しい。		CC0で提供するには、国有財産上の取扱について整理が必要。	各機関ではダブリンコアベースで作成されつつあるが、一部には特異なメタデータがある。アグリゲーターは柔軟なシステムにより、多様なメタデータの収集を可能とする必要がある。	
(2)メタデータの二次利用の条件に関する要望(望ましいあり方)					
	メタデータの二次利用については、利用の形態や目的によって、連携の方法や、利用の可否、条件が変わる。各分野のメタデータを連携させた二次利用のあり方についての議論が必要と考える。	当センターでは、メタデータの二次利用を想定していない。		原則としてメタデータ利用について、特にMLA機関では制限をすべきではないということを国としてガイドライン等で示す必要がある。	
(3)デジタルコンテンツの利用条件に関する現状と課題					
1 利用条件の種類・内容	公開しているメタデータの中に、コンテンツそのものの利用についての記載はない。	当センターでは、デジタルコンテンツ(公開番組)の二次利用を想定していない。	インターネット公開している画像データのうち、著作権保護期間が満了と明示しているものや一部の電子展示会については、利用手続を不要としている。 http://www.ndl.go.jp/jp/attention/index.html#web_repro	原則として申請が必要 一部利用制限なし	
2 利用条件の表示状況(メタデータ中にコンテンツのライセンス情報がある等)	コンテンツ自体のNHK以外での二次利用については外部提供の窓口を通して行うため、公開メタデータからコンテンツ利用等へのリンクはない。ライセンス情報等は公開していない。		「国立国会図書館デジタルコレクション」では、権利の状態をメタデータに含めて表示している。 また、「国立国会図書館ウェブサイトからのコンテンツの転載について」において案内している。 http://www.ndl.go.jp/jp/attention/index.html#web_repro	一部にCC-BYの表示	
3 コンテンツの利活用促進に向けた利用条件・ライセンス表示等の課題	放送番組を利活用する場合、その都度、利用に関わる番組のすべての権利について処理をする必要がある。例えば、放送かインターネット展開かでも異なり、利用条件も一律ではない。		権利が存在しているコンテンツの二次利用における手続の確立が課題である。	どのような表示をどのような技術を用い表示すべきかについて知識が普及していない。	
(4)デジタルコンテンツの利用条件に関する要望(望ましいあり方)					
	メタデータの一部を公開する可能性は検討しうが、代表静止画等を連携の対象とする際には、著作権の処理が緩和されるなどの制度改正が必要。	当センターでは、デジタルコンテンツ(公開番組)の二次利用を想定していない。		利用条件の表示に関する研修がアーカイブ機関向けに必要な	

3. 関連分野全体におけるデジタルアーカイブの構築・連携状況				
	文化財分野			メディア芸術等分野
	東京国立博物館	東京国立近代美術館	文化庁(文化財分野)	文化庁(メディア芸術分野)
(1)メタデータの流通状況				
1 どこかに集約されて公開されているか	博物館・美術館分野では、文化遺産オンラインが一定程度集約している。	美術館に置いては文化遺産オンラインが「集約」であるとする。	「文化遺産オンライン」に集約、公開している。	
2 メタデータ形式の標準化は進んでいるか	国際的に提案されている標準はあるが、国内での議論や適用事例は広がっていない。	不十分	「文化遺産オンライン」のメタデータ形式を公開している。	
3 APIでの連携は可能となっているか	事例はごく少数とみられる。	「所蔵作品総合目録検索システム」 http://search.artmuseums.go.jp/ においては可能。	「文化遺産オンライン」では、メタデータ提供機関とのAPI連携が可能。	
(2)当該分野のデジタルコンテンツのアーカイブ状況				
1 他の主要アーカイブ機関による先駆的・特徴的なデジタル化関連取組状況(あれば)	奈良国立博物館は、平成28年3月から館蔵品のデジタル画像について、非営利目的での無償提供を開始している。			
2 デジタルコンテンツ構築における全般的な傾向・課題	写真撮影が展示や調査研究、修理といった機会に行なわれることが多く、体系的・網羅的な撮影の機会が少ない。 また、撮影の際には文化財の取り扱いができる職員が立ち会う必要があり、相当な人手を要する。	別途提出資料(補足2)を参照して下さい。		
(3)デジタルアーカイブ構築・連携における当該分野に特有な状況・事例・課題				
		別途提出資料(補足2)を参照して下さい。	文化財の場合、有形文化財では著作権が問題になることはあまりないが、写真の著作権者及び文化財の所有者への配慮が必要である。 また無形文化財(特に芸能分野)では、肖像権についての考慮も必要であり、写真の再利用が難しい場合がある。	

		放送コンテンツ分野		書籍等分野	地方アーカイブ
		日本放送協会	放送番組センター	国立国会図書館	秋田県立図書館
(1)メタデータの流通状況					
1 どこかに集約されて公開されているか	該当の状況は把握していません。	当センターでは把握していない。	所蔵目録に関しては、都道府県立及び政令指定都市立図書館は国立国会図書館が「NDL総合目録ネットワーク」を通じて、大学図書館は国立情報学研究所が「CiNii」を通じて提供している。	国立国会図書館サーチに集約	
2 メタデータ形式の標準化は進んでいるか			書誌データに関しては進んでいる(国立図書館として書誌データの標準化には長年取り組んできた)。	それぞれの機関では標準化されているが、完全な標準化ではない。今後も完全な標準化は困難であるので、その状況でも連携が可能となるシステム構築が必要。	
3 APIでの連携は可能となっているか			所蔵目録のシステムについては、普及しているところが増えた(図書館システムでの実装のための働きかけなどを行ってきた成果といえる)。	一部システムで可能	
(2)当該分野のデジタルコンテンツのアーカイブ状況					
1 他の主要アーカイブ機関による先駆的・特徴的なデジタル化関連取組状況(あれば)	該当の状況は把握していません。	当センターでは把握していない。		岡山県立図書館	
2 デジタルコンテンツ構築における全般的な傾向・課題			デジタルコンテンツを作成しても、データベース化して、API提供まで出来ているところは少ない。	デジタル化技術について関係機関職員の知識が不足しているにもかかわらず、事業が進んでいる状況にある。	
(3)デジタルアーカイブ構築・連携における当該分野に特有な状況・事例・課題					
	放送における番組は権利の束ともいわれるように、さまざまな権利が関わっている。放送後の番組の利活用にあたっては、その都度、改めてこれらすべての権利処理を行う必要があり、有料サービスであるNHKオンデマンドで一部の番組を提供しているが、インターネット等でアーカイブスが保存する過去の番組等のコンテンツを提供することは行っていない。また、事件やドキュメンタリー番組等では、利活用の際、時間の経過や社会環境の変化に伴う人権・プライバシー保護にもきめ細かく対応する必要があると考える。			・職員が仕様書を書けない。 ・適切な機器でスキャンニングできない。 ・画像データのクオリティが不足している。 ・デジタル化しているが、WEB公開ができない。 ・固有フォーマットのためマイグレーションができない。 ・デジタルアーカイブについて基礎的に学ぶ場がない。	

4.参考統計データ					
		文化財分野			メディア芸術等分野
		東京国立博物館	東京国立近代美術館	文化庁(文化財分野)	文化庁(メディア芸術分野)
(1)各機関(又は担当分野の主要機関)が保有するデジタルコンテンツ量					
(ア)	(アナログの)所蔵資料/収蔵品数	116,268 件	40,348 点 ※26 年度末時点	(以下は「国指定文化財等データベース」) 約 3 万件(国指定等の文化財の件数)	—
(イ)	デジタル化済みの所蔵資料/収蔵品数(アのうちデジタル化したもの)	不明	15,436 点 ※27 年度末時点の画像を公開している作品点数	約 3 万件 (メタデータは全て作成、画像は 2 万 5 千件程度)	—
(ウ)	デジタルコンテンツ数(単位はファイル数、ポーンデジタルのほかイを含む)	150 万件程度 (写真、マイクロフィルム、ポーンデジタル等)		約 3 万件	—
(エ)	ウのうち、インターネット公開しているコンテンツ数(〃)	約 30 万件 (画像検索、研究データベース、デジタルライブラリー)		約 3 万件	—
(オ)	デジタルコンテンツの種別(テキスト、画像、映像、音声等)	テキスト、画像、3 次元データ	画像、映像	テキスト及び画像	—
(2)各機関(又は担当分野の主要機関)のメタデータの公開量					
(カ)	アのうち、データベースでインターネット公開しているメタデータ数	約 500 件 (名品ギャラリー)	39,027 件 ※27 年度末時点	(以下は「文化遺産オンライン」) 約 12 万件	(参考)メディア芸術データベース(開発版)では、 約 47 万 3000 件のメタデータを公開。
(キ)	ウのうち、データベースでインターネット公開しているメタデータ数	約 16 万件 (画像検索、研究データベース、デジタルライブラリー。 メタデータ 1 件に複数画像がある場合もある)		約 12 万件	

		放送コンテンツ分野		書籍等分野	地方アーカイブ
		日本放送協会	放送番組センター	国立国会図書館	秋田県立図書館
(1)各機関(又は担当分野の主要機関)が保有するデジタルコンテンツ量					
(ア)	(アナログの)所蔵資料/収蔵品数	フィルム(11 万本) (※本部で保存分。以下同じ。)	0	約 4200 万点 (外国資料含む。)	120 万冊(点)
(イ)	デジタル化済みの所蔵資料/収蔵品数(アのうちデジタル化したもの)	(デジタルテープ化) ニュース 1,995,000 件 番組 742,000 タイトル	0	約 250 万点 (他機関作成デジタル化資料含む。)	3 千点
(ウ)	デジタルコンテンツ数(単位はファイル数、ポーンデジタルのほかイを含む)	(=デジタルファイル化と置き換えると) ファイル化完了数は、 ニュース素材 81,234 本(100%) 番組 527,380 本(33%) 音声 MA 素材 18,291 本(76%) ラジオ番組 119,079 本(68%) ※2015 年 3 月末 ※()内はファイル済み割合	32,287	インターネット資料等:約 38 億ファイル デジタル化資料:約 2 億ファイル	画像 10 万件 文字情報 42 万件
(エ)	ウのうち、インターネット公開しているコンテンツ数(〃)	・NHK オンデマンド(有料サービス) 特選ライブラリー約 4,000 本+見逃し 600 本/月 ・みのがしなつかし(番組ダイジェスト版) 2,000 本等	0	インターネット資料等: 約 30 億ファイル デジタル化資料: 5000 万ファイル	画像 6 万件 文字情報 42 万件
(オ)	デジタルコンテンツの種別(テキスト、画像、映像、音声等)	番組、映像、音声	映像、音声	画像がほとんど。一部音声と動画もあり。	
(2)各機関(又は担当分野の主要機関)のメタデータの公開量					
(カ)	アのうち、データベースでインターネット公開しているメタデータ数	なし	0	2,300 件(タイトル単位) ※対象はアの全て	120 万冊(点)
(キ)	ウのうち、データベースでインターネット公開しているメタデータ数	742,000 タイトル (保存番組)	31,944	インターネット資料等:約 35 万件 デジタル化資料:約 92 万件 ※対象はウの全て	

(参考資料) 権利表記について

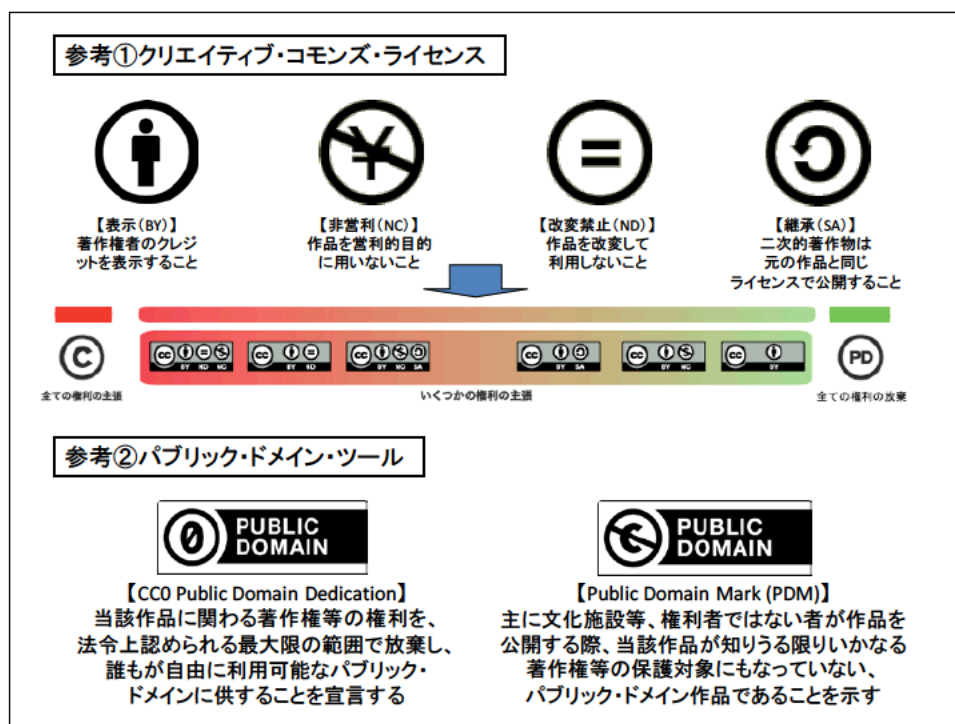
クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは、国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供している、著作権の扱いを示すための表示ツール。「CC-BY」は著作権のクレジットを表示すれば自由な二次利用が可能ということを意味する。

(参照：<https://creativecommons.jp/licenses/>)

また、「CC0」とは、全ての著作権等の権利を放棄し、自由な二次利用が可能であることを意味する。(参照：<https://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/legalcode.ja>)

※以下、生貝構成員作成資料

(クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等のマークについて)



(Europeana における権利表記について)

デジタルオブジェクトに適用可能な 権利表記(edm:rights)

- The Public Domain Mark (PDM)
 - いかなる制約も受けず、誰もが自由に利用可能なパブリック・ドメインのコンテンツであることを示すマーク(資料末尾参照)
 - PDMが適用された場合、パブリックドメイン利用ガイドライン(次項)へのリンクも表示される
- Out of copyright - non commercial re-use (OOC-NC)
 - 作品の著作権保護期間は満了しているが、デジタルデータの再利用が非営利に限定されていることを示す
 - 公私共同プロジェクトの契約により、当該条件が規定されている場合にのみ利用可能
- The Creative Commons CC0 1.0 Universal Public Domain Dedication (CC0)
 - 権利者により、デジタルオブジェクトに関わる全ての権利が放棄されていることを示す
- 6種類のクリエイティブ・コモンズ・ライセンス
- Rights reserved – free access / paid access / restricted access
- Orphan Works
 - EU孤児著作物指令(2012/28/EU)に対応する各国法に基づいて公開されていることを示す
- Unknown
 - 著作権状態が不明であり、孤児著作物指令に対応する手続を経っていないことを示す
- 2014年末時点で登録された約3,820万資料のうち、権利表記率は99.9%、うち25%がパブリック・ドメイン・マークを付与、「オープン」なライセンス等(PDM, CC0, CC BY, CC BY-SA)の付与率は33%
- プレビュー(画像や動画、音声等)の付与率は約70%